

ミニデイ型・運動型 指定要件と運営の流れについて

健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

1

内容

事業を行い介護報酬を受けるには、以下の基準を満たすことが必要

1. 指定要件

- 運営形態
- 人員基準
- 設備基準
- 欠格事由に該当しないこと

2. 運営基準（運営の流れ）

運営基準に沿ったサービス提供を行うことが必要

- サービス提供の流れ
- 必要書類

2

運営形態

1. 指定要件

1. 開設者

法人または、一定の条件のもと個人での開設も可

【運動型】

市内で施術所を開設しており、開設場所が施術所と同一建物又は隣接する建物である場合に個人での開設が可能

【ミニデイ型】

既に運動型を個人で開設しており、開設場所が施術所と同一建物又は隣接する建物である場合に個人での開設が可能

2. 運営形態

【単独型】

ミニデイ型又は運動型のみを提供

【一体型】

通所介護、地域密着型通所介護、予防専門型通所サービスと同じ場所で一体的に提供

3

人員基準

1. 指定要件

	ミニデイ型	運動型
管理者	非常勤でも可（資格要件なし）	
従事者数	利用者15人に対して1人	利用者10人に対して1人
従事者要件	・「いきいき元気プログラム事業者研修（※1）」修了者を事業所に1人以上配置 ・福祉又は保健医療サービス等の従事経験のある者、介護予防運動指導員又は健康運動指導士等が望ましい	柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師（※2）、介護予防運動指導員、健康運動指導士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護職員、医師等
一体型の場合	通所介護等の基準を満たすことで上記人員基準を満たしているものとする。ただし、定員はサービスごとに定め、ミニデイ・運動型の提供時間は専従の従事者が必要。	

※1 会場研修は例年9月、2月に開催。ウェブ研修は随時実施。

※2 施術所に従事するものにあつては、公益社団法人日本柔道整復師会が実施する「機能訓練指導認定柔道整復師講習会」を修了した者または「介護予防運動指導員」である者に限る。

4

認知症介護基礎研修

1. 指定要件

認知症介護の基本を学ぶための入門的な研修

受講義務化（令和6年度～）

- ・ 介護保険施設・事業所において、介護に直接携わる職員のうち、**医療・福祉関係の資格を有さない者について**、「認知症介護基礎研修」を受講させるために必要な措置を講じること。

【研修対象者/義務付け免除となる資格・要件】

- ・ 認知症介護実践者等養成事業実施要綱（厚生労働省老健局）
- ・ NAGOYAかいごネット 認知症介護基礎研修についてのご案内のページ 
<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2016121200012/>
- ・ 介護保険最新情報Vol.1225（R6.3.15）参照 

◆申込先：名古屋社会福祉協議会社会福祉センター 052-745-6660

※eランニングでの受講（150分程度）

5

設備基準【ミニデイ型・運動型共通】

1. 指定要件

必要な設備等	・ 機能訓練室 ・ 利用定員×3㎡以上の面積（原則、他の部屋への通路は面積から除く） ・ 施術所の場合、営業時間外であっても施術室は不可 ・ トイレ・洗面所 ・ アルコール消毒液、ペーパータオル等設置（共用タオルは不可） ・ 消防設備 ・ 災害備蓄品（最低3食分、水は1人あたり3ℓ）
あることが望ましい設備等	・ 静養室 ・ 気分が悪くなった時に横になって静養できる場所 ・ プライバシーの確保を図ること ・ 原則、機能訓練室と隣接 ・ 相談室 ・ プライバシーの確保を図ること ・ その他必要な備品 ・ 事務机、鍵付書庫、パソコン、ファックス、電話

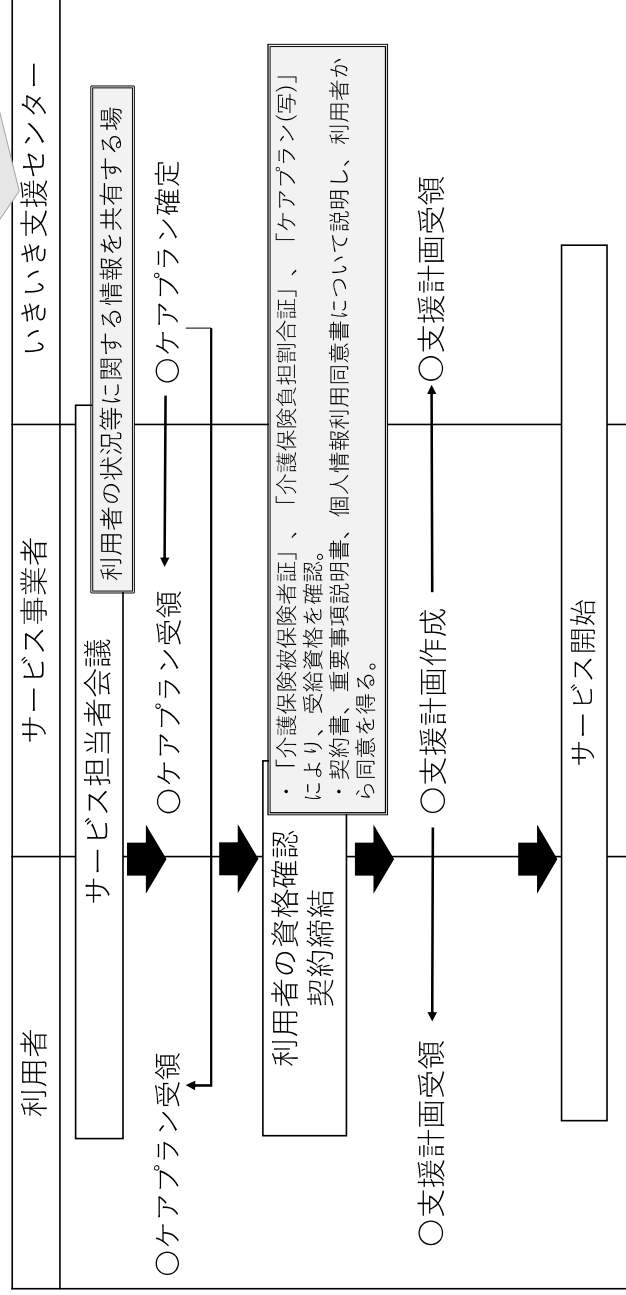
6

豊田 富子の流れの概要

に 廿六 如 罪 又 上 一 十

2. 運営の流れ

いきいき支援センターから委託を受けた
居宅介護支援事業者が担う場合もある



今アツクニ

2. 運営の流れ

介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）

[illegible]

支援計画

ミニデイ型・運動型通所 サービス支援計画

【主な記載内容】

- ・ 目標
- ・ プログラムの計画、具休策等
- ・ 利用開始日
- ・ 利用時間
- ・ 同意欄

2. 運営の流れ

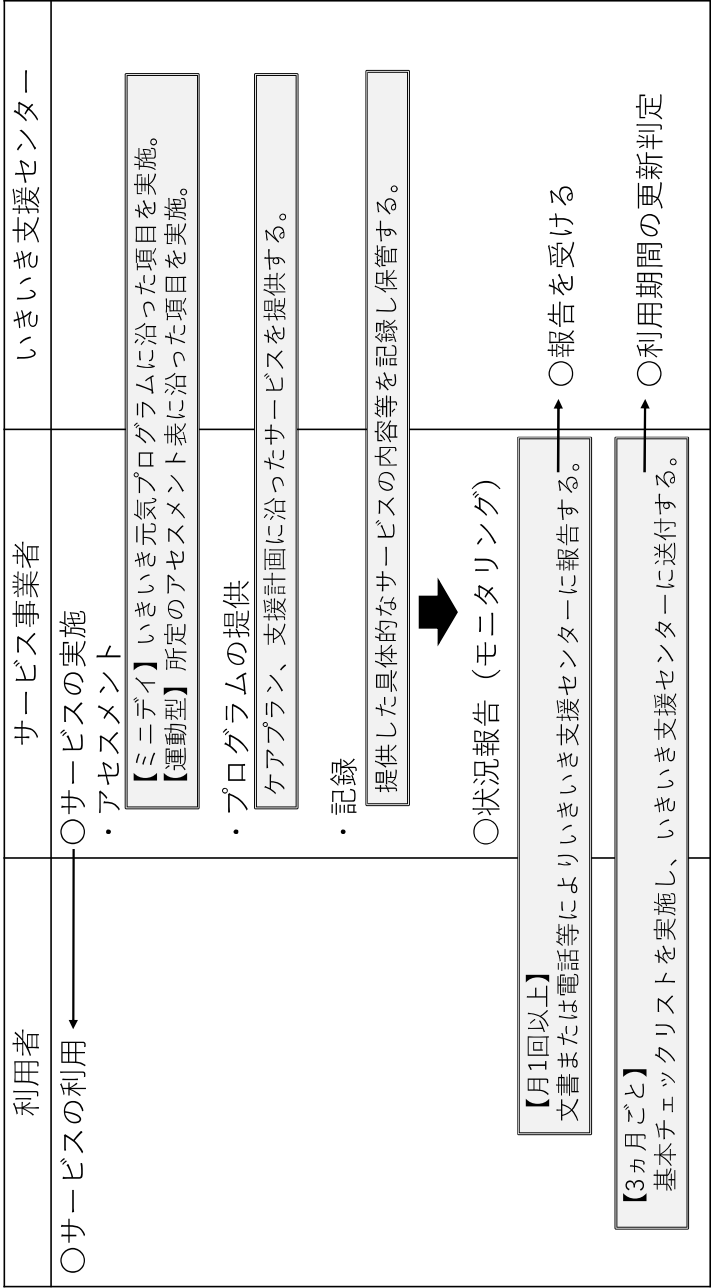
ミニデイ型・運動型通所サービス支援計画

氏名	事業所名			
(生年月日)	年	月	日	(計画作成者)
作成日	年	月	日	対象者区分
要支援1・要支援2・事業対象者				
本人:				
終了後の目標:				
ケアプラン:				
目標達成に向けたプログラムの計画、具休策等			特記事項	
利用開始日	年	月	日	
利用時間	時	分	～	時

上記計画について説明を受け、同意しました。また、当該計画の交付を受けました。
同意年月日 年 月 日 利用者署名欄

運営の流れの概要 サービス開始後

2. 運営の流れ



【運動型】アセメイト表

2. 運賃の流れ

事前アセスメント表の一部

介護保険 被保険者番号	利用者氏名	要支援1・要支援2・要介護1等
区分	事業開始時(年 月 日)	
事業評価日	目標計画等	
目標及び達成状況	よい・まあよい・ふつう・あまりよくない・よくない	
主観的健康感	よい・まあよい・ふつう・あまりよくない・よくない	
基本 子エックリ テスト	1～25項目 (標準) 1～20項目 (標準) 8～10項目	点 点 点 点
経倒リスアセスメント	点	
開眼片足立ち	右・左	秒
歩行能力	距離 3m未満(m)・3m・4m・5m 通常 秒 最大 秒	
握力	右・左	kg
TUG		秒
体力 測定	連絡事項	

11

基本子エックリスト

基本子エックリスト (名古屋市)		介護予防、日常生活支援総合事業	
黒のボールペンで太くわたくしの中をご記入ください。 (※印は捺印)		住所 〒460-0000 名古屋市中区三の丸1番1号	
氏名	花子 名古屋	年齢	75
住所 (住民登録地)	名古屋市中区三の丸1番1号	性別	女
現在地 (上記と異なる場合は記入)	名古屋市中区三の丸1番1号	電話番号	0972-2540
氏名	花子 名古屋	年齢	75
住所 (住民登録地)	名古屋市中区三の丸1番1号	性別	女
現在地 (上記と異なる場合は記入)	名古屋市中区三の丸1番1号	電話番号	0972-2540

[illegible]

【事業の効果判定にご協力いただける場合】

○市からお送りするマークシートをご利用ください。

○記入したマークシートは以下のように扱います。

- ・ 写し1部→事業所にて保管
- ・ 写し1部→いきいき支援センターに送付
- ・ 原本→名古屋地域ケア推進課に送付

12

運営の流れの概要 サービス実施後

2. 運営の流れ

利用者	サービス事業者	いきいき支援センター
○利用料の支払 利用者からの支払方法は契約書、重要事項説明書で定めます 国保連合会へは専用ソフト等により 請求をします 【スケジュール】 サービス提供月の翌月10日：請求 サービス提供月の翌々月3日頃：審査結果受取 サービス提供月の翌々月19日頃：支払通知受取 サービス提供月の翌々月25日：利用料受領 ※国保連合会への請求についての詳細は、愛知県国保連合会のホームページをご確認ください。	○利用料（介護報酬）の請求 ・1～3割を利用者 ・残りの7-9割を国民健康保険団体連合会(国保連合会) 愛知県国保連合会 https://aichi-kokuho.or.jp/nursing/careoffice.html	
	サービス終了	

介護報酬について

R6年10月時点 1単位 = 10.68円

◎基本報酬

ミニデイ型：1,480単位（月額包括報酬） 運動型：256単位（1回あたり）

◎加算

【ミニデイ型・運動型共通】

《自己評価・ユーザー評価参加加算》 20単位／1月

自己評価・ユーザー評価事業を前年度実施した場合、利用者1人につき算定可能。

《介護予防改善加算》 50単位×サービス提供月数（上限300単位）

利用者1人につき、サービス終了時点で以下2点を満たす場合に算定可能。

- (1) 基本チェックリストの1から20までの回答を合計し、該当項目数が1個以上減少。
ただし、運動型の場合は6から10までを合計し、該当項目数が増加していないことが必須。
- (2) サービス提供終了後1ヶ月間、いずれの通所サービスを利用しないこと。

【運動型のみ】

《評価加算》 240単位／評価時（3ヵ月ごと）

利用者1人について、中間アセスメント及び事後アセスメントにおいて、所定の評価項目（アセスメント表に記載の項目すべて）を実施した場合に算定可能。

利用期間について

利用期間は原則6ヵ月ですが、条件を満たす場合に更新できます

3ヵ月ごとに実施する基本チェックリスト

➔ 事業対象者相当 ➔ 直近3ヵ月利用期間更新可

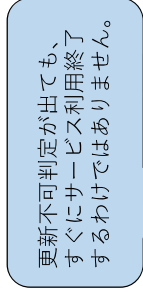
※**更新不可判定が出た場合は、**サービス終了後の自主的・継続的な取り組み

への支援するための必要期間として、**引き続き3ヵ月間は利用可能**です。

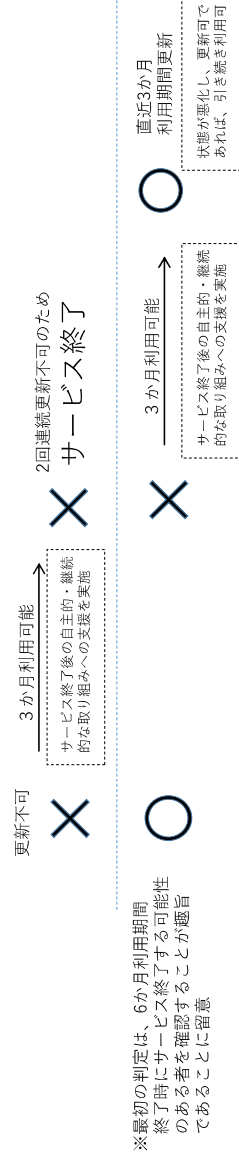
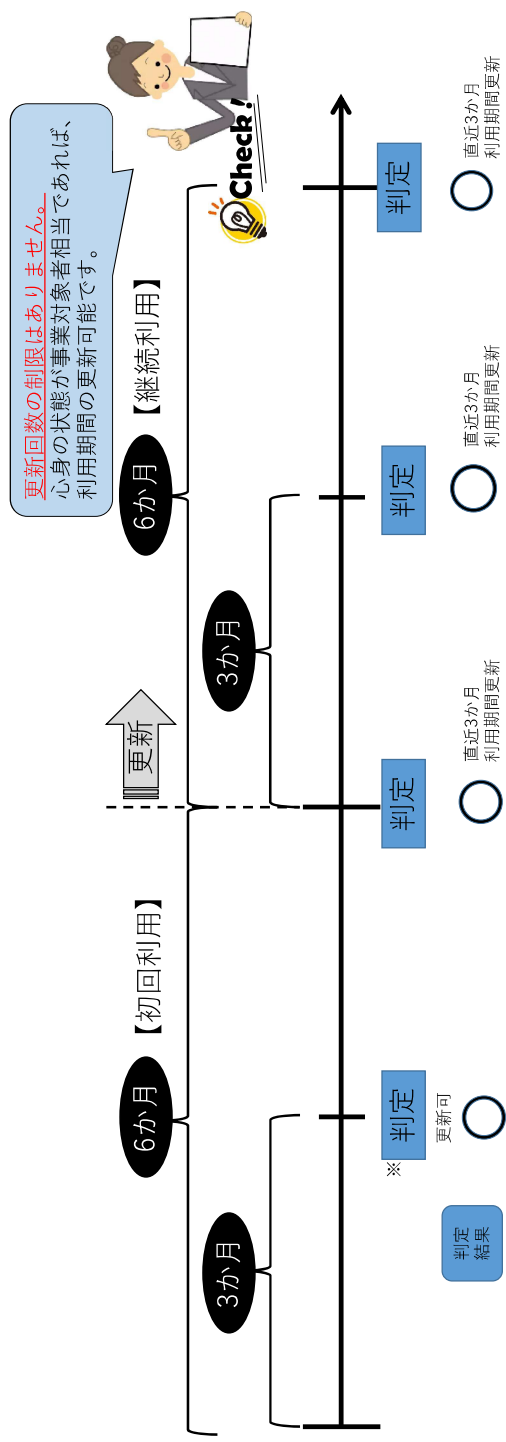
※次回3ヵ月後の判定で、更新不可判定が**2回連続**となった場合は、

サービス終了となります。

※基本チェックリストは事業所が実施し、判定はいきいき支援センター
が実施します。



2. 運営の流れ



サービス終了後について

- 本サービスは心身機能の改善を通じて、自立した日常生活の支援を行うことを目的としています。
- 終了後は、いきいき支援センター等の関係機関と協力し、住民主体の通いの場や一般介護予防事業など、日常生活の中で自主的・継続的な介護予防活動に繋がっていただくようお願いいたします。

住民主体の通いの場とは

地域住民が主体となり、住民同士が気軽に集まって体操や趣味活動等を通じて交流する場です。

17

- 指定要件についてより詳しい情報は「人員、設備及び運営に関する基準を定める要領」や「介護保険事業者指定申請の手引き」
- 運営の流れや報酬関係については「運営の手引き」 を改めてご確認ください。

要領・手引き・各種参考様式等の入手方法

NAGOYAかいごネット事業者向け 検索



NAGOYAかいごネット【事業者向け】
→総合事業・いきいき支援センター関係



<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/center/jiritsu.html>

18